

石川県高校生等トキ啓発活動支援事業 実施要項

1 補助対象者

次の要件をすべて満たす高校生等（高等学校、高等専門学校および特別支援学校高等部の生徒）を対象とします。

- (1) 石川県内の学校に在籍する高校生等で構成された3人以上のグループ
- (2) 令和8年3月31日（火）までに実績報告書の提出が可能であること

2 補助対象活動

石川県内における、トキの普及啓発およびトキ野生復帰に関連した研究、調査を目的とした活動を対象とします。

3 補助金額

予算の範囲内で、1件当たり10,000円以上50,000円以内とします。

※補助額は、1,000円未満は切り捨てます。

4 補助対象経費

活動に必要な経費のうち、次に掲げる経費を補助対象とします。ただし、経費によっては上限額の設定がありますので、「石川県高校生等トキ啓発活動支援事業補助金交付要綱別表2」を参照してください。

- (1) 活動にかかる公共交通機関の交通費
- (2) 活動にかかる次の経費

ア 謝金

講師等への謝礼（申請団体の構成員に対する謝金は補助対象外です。）

イ 手数料

- (ア) 印刷、作業など、専門業者に業務を依頼する経費
- (イ) 活動のための補助作業を依頼した場合の手数料

※申請団体の構成員に対する謝礼、企画及びプロデュース等の経費は補助対象外です。

- (ウ) 金融機関などへの振込手数料

ウ 通信運搬費

活動に要する資料などの郵送料及び活動に必要な物品の運搬費（申請活動に関係のない事務連絡のみの郵送料は補助対象外です。）

エ 使用料及び賃借料

活動に要する会場、機材、車両などの使用料・賃借料

オ 消耗品費

活動に要する資材、消耗品の購入費

(3) その他活動に要する経費で知事が認めるもの

ただし、次の経費は補助対象外です。

ア 補助を受ける実施活動以外の経費

イ 補助期間外に発生した支払い

ウ 申請団体に対して支払われたもの

エ 申請団体の構成員に対して支払われる謝金、手数料等

オ 活動拠点の家賃、通信運搬費及び水道光熱費

カ 汎用性の高い機材の購入費

キ 飲食、娯楽に係る経費、及び活動参加者に配布する参加記念品などの購入費
(活動として作成するための材料費は補助対象)

ク 領収証などで支払内容が証明できない経費

※補助対象経費に該当していても、他の補助金等と重複して補助金を受け取ること
はできません。

5 補助を受ける団体の義務

(1) 報告について

補助活動または補助期間終了後に、会計についての報告書(収支決算書)及び成果物(事業報告書及び活動写真等)を提出していただきます。収支決算書には、領収証等の支払いを証明できるものを提出していただきます。

(2) 補助活動の外部公表について

補助を受けた団体が、補助活動の推進、成果の公表、関連イベントの開催等、補助活動に関わる外部公表を行う際には、当事業から補助を受けた旨を当該活動において明示していただきます。

(3) 成果発表について

活動の成果物は県ホームページ等に掲載します。また、要請があった場合、県または能登地域トキ放鳥推進協議会が開催するシンポジウムやイベント等での成果発表にご協力をお願いします。

※その他、報道機関から取材依頼があった場合、協力をお願いすることがあります。

6 補助活動の決定

申請者から提出される申請書類の内容を審査し、補助金交付者等を決定します。交付者には、「交付決定通知書」を送付します。なお、補助額については、申請額、活動内容等を勘案して決定します。

7 補助金の支払

実績報告書等の提出後、「補助金額確定通知書」及び「補助金精算請求書」を送付します。「補助金精算請求書」に必要事項を記入し提出してください。

8 申請について

必要事項を記入の上、お申し込みください。

(1) 申請期限：令和8年1月30日（金）

(2) 募集件数：5件程度

申請前に必ず県トキ共生推進室まで連絡をしてください。

※事前連絡がない場合、申請を受理しない場合があります。

※予算がなくなり次第受付を終了します。

(3) 補助活動の期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

(4) 申請書類

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 団体調書

9 計画の変更について

交付決定を受けた申請内容に変更が生じる場合（「石川県高校生等トキ啓発活動支援事業補助金交付要綱 別表1」における補助対象経費の区分ごとの30%を超える増減）は、速やかに「補助金変更等承認申請書」を提出してください。

10 報告について

活動終了後、報告書類を提出してください。

(1) 報告書類

ア 実績報告書

イ 収支決算書

ウ 事業報告書

エ 活動状況の写真

オ 領収書の写し等支払いの証拠となる資料

(2) 報告期限

補助期間終了後1箇月を経過した日または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日付

11 書類提出先

石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

TEL 076-225-1508 FAX 076-225-1479

E-mail e170500@pref.ishikawa.lg.jp